

医療廃棄物処理業務仕様書

本仕様書は、湯布院病院（以下、依頼者「甲」という）と医療廃棄物処理業務委託の受託業者（以下、受託者「乙」という）との間での医療廃棄物処理業務委託にかかわる内容について取り決めるものであり、甲の医療廃棄物処理業務委託として円滑に実施するため乙が本仕様書ならびに関連法規に基づいて、適正かつ誠実に履行することを目的とする。

また、本仕様書に記載されていない事項にあっても、業務遂行上必要と認められる事項に関しては甲乙協議のうえ乙の責任において実施するものとする。

（委託期間、区域等）

委託業務の対象となる期間は平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

【収集運搬及び中間処理業務】甲（排出事業所）が、感染性産業廃棄物の収集運搬及び処分業者（中間処理先）を選定する条件。

- （1） 甲（排出事業所）から排出される感染性産業廃棄物が、安全且つ確実に処分できるよう、中間処理施設として、1 日の処理能力が 3 トン以上の処理能力を有している事。

添付書類：特別管理産業廃棄物処分業許可証を参照

- （2） 収集頻度については 2 週間に 1 回以上とし、甲よりの申し出があれば随時回収にも応じるものとする。

- （3） 中間処理業者は優良産廃処理業者認定制度を取得していること。

- （4） 乙 並びに中間処理業者ともに ISO 14001 もしくはエコアクション 21 の認定を受けていること。

- （5） 感染性産業廃棄物の処分業者（中間処理先）において、請負者（受託者）の運搬により搬入した感染性産業廃棄物を引き受け、処分することを承諾している旨の証明書類を有している事。

添付書類：処分引受承諾書を参照（承諾者：中間処理業者）

- （6） 感染性廃棄物回収時に甲 職員が立会いのもと、計量を行い回収すること。

(7) 処理参考見積もり量等

感染性廃棄物処理量 15,000kg

産業廃棄物税相当額 円

マニフェスト伝票 26枚

※感染専用容器(ダンボール60_{リットル}・廃棄用ビニール袋)については、落札者負担とする。